

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	林 子博
論文題目	森有礼文政期の德育構想とその射程 —文部省編纂「倫理」科教科書をめぐる論争空間—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、森有礼文政期(1885年12月～1889年2月)に中学校・師範学校に設けられた「倫理」科の教育内容を対象として、多様な德育構想のあり方を諸構想のあいだの論争的關係に着目して解明したものである。具体的には、文部省が中学校・師範学校「倫理」科の最終学年の教科書として刊行した『倫理書』(1888年)の編纂過程を中軸としながら、中学校・師範学校用初学年の教科書として文部省の選定した『布氏道徳学』(1887年)との関係や、福沢諭吉、加藤弘之、西村茂樹など明治期を代表する知識人たちのこれらの教科書への見解などを分析した。</p> <p>第1章では、文部省による『倫理書』編纂の前史として、1880年代前半の德育に関わる教科書の出版状況について検討した。明治初年には「修身」科において翻訳教科書が広く用いられていたが、1880年代前半には元田永孚編『幼学綱要』(1882年)や文部省編輯局編『小学修身書』(1883年)など忠孝の徳目や日本の国体を強調する教科書が大量に出版された。ただし、ドイツ人フリッケを原著者とする翻訳教科書『小学道徳論』(1880年)や、西村茂樹の編集した『小学修身訓』(1880年)は西洋の訓言を多く挿入するなど、儒教主義的な德育とは距離を取っていた。西村による序も付された前者の『小学道徳論』は、のちに森有礼文政のもとで『布氏道徳学』と改題されて刊行されることになる。</p> <p>第2章では、『倫理書』の編纂過程について段階区分をした上で、編纂委員の背景と主張を検討した。『倫理書』編纂の第1段階は1886年12月から翌1887年5月までであり、能勢栄が森有礼文相によって文部書記官に任命された時点を中心とする。能勢、および本願寺派僧侶でイギリス留学経験を持つ菅了法は、この時期から終始一貫して中心的起草者としての役割を果たすことになる。第2段階は1887年5月から1888年3月である。この時期に講道館柔道で著名な嘉納治五郎のほか、当時宮中顧問官だった西村茂樹や、元キリスト教宣教師たるイギリス人デニング(Walter Dening)が編纂事務を嘱託された。第3段階は、『倫理書』パイロット版が刊行された1888年3月から、正式版の刊行された同年10月までである。この時期、福沢諭吉・中村正直・井上毅ら識者による批判をふまえて、若干の修正を経た上で正式版が刊行された。本論ではパイロット版を「3月版」、正式版を「10月版」と称することとした。また、この第2段階にあたる1887年5月に創刊された雑誌『国民之教育』では、能勢栄と菅了法が主筆のような形でほぼ毎号に寄稿、ギリシャ哲学に淵源する西洋倫理学の紹介に努めるとともに、『倫理書』草案とみなすことのできる論考を掲載した。同誌は、無料配布の多い刊行形態から考えても、森文政の宣伝媒体としての性格を色濃く持っていたと指摘した。</p> <p>第3章では、『倫理書』編纂の第2段階とほぼ同時期に加藤弘之の宗教利用論を火付け役として「德育論争」が生じた事実に着目し、それに対する『倫理書』編纂関係者の反応を検討した。当時、東京学士会院会長だった加藤弘之は、1887年10月～11月、西村茂樹の主催する日本弘道会および大日本教育会での演説において、文部省の德育構想が「道徳哲学」に拠ろうとしていることを批判、德育は知識ではなく感情の問題である以上、宗教における「本尊様」を活用して感情を喚起すべきだと論じた。</p>			

これに対して、西村茂樹は、徳育における合理主義を重視する立場から加藤の宗教利用論には反対したものの、知行不一致とならたないために「尊信」を喚起すべきという点については加藤に共鳴する姿勢を見せ、そのために「政教一致」の体制を構築すべきと論じた。他方、『国民之教育』誌上では、宗教は学校教育に立ち入るべきではないという立場から加藤の論に反駁する論が掲載されると同時に、西村の論に対しても儒教主義を捨てきれていないという批判が展開された。同時期に西村が修身教科書の「勅撰」化を画策して森文相と対立する出来事も生じており、1887年末頃には西村は『倫理書』編纂メンバーから外されたという解釈を提示した。

第4章では、『倫理書』編纂の第3段階に焦点を当て、3月版に対する福沢諭吉らの批判を手がかりにしながら、3月版と10月版のあいだの異同と、その歴史的意味について考察した。福沢は、「心理学」教科書のような『倫理書』は「徳心の発育」に役立たないと批判するとともに、文部省が徳育の「標準」を示すこと自体への疑義を表明した。「徳心」にかかわる指摘は加藤弘之らによる批判にも共通していたが、10月版ではむしろ理論に特化する立場を明確にした。すなわち、「倫理」の要諦は正邪善悪を判断する原理としての「行為ノ標準」を提示することであると主題を限定し、「行為ノ起原」として「本国ノ情」や「君臣ノ情」などの感情について説明しながらも、思想（知性）により感情の暴走を抑制すべきという観点を強調した。こうした観点は、森文相が初学年用教科書として選定した『布氏道徳学』にも一貫する一方、『国民之教育』に菅了法が寄稿した草案には見られなかった内容であることから、森文相の意向が強く介在していたと指摘した。また、10月版で「実践」のために「習慣」が大切だという点を加筆している点について、森文相がかねてから兵式体操による「正善の行為の習慣化」を期待していたことから、「習慣」の強調が知行不一致問題へのひとつの回答であったと論じた。

第5章では、森文政の徳育構想の射程を見届けるために、教育勅語以後の徳育論に着目した。具体的には、日本弘道会の会誌における『布氏道徳学』批判を取り上げた。1889年の森有礼横死と1890年の教育勅語発布以後も、『布氏道徳学』は中学校・師範学校の教育現場で用いられていた。これに対し、小学校教員である根津音七は、西村茂樹や井上哲次郎の論に依拠しながら、忠孝の情を重視する立場から同書を「勅語違反」として批判した。根津の批判が掲載された翌月（1892年7月）には文部省が尋常師範学校の「倫理」科を廃止し、教育勅語の旨趣に基づく「修身」科に改めた。これ以降も尋常中学校では「倫理」科がしばらく存続するものの、初等教育に関わる局面では森文政の徳育構想はほぼ命脈を絶たれたと指摘した。

以上のような検証作業を通じて、森文政における徳育構想は教育勅語制定以後に一般化する国体主義の徳育論と対立するものであったばかりでなく、加藤弘之らかつて森有礼と共に明六社に属した知識人たちの構想とも異なる独自性を備えていたために1887年から1888年頃にかけて『倫理書』をめぐる論争空間が成立したことを明確化した。その上で、批判者たちの「道徳哲学」「心理学」という評言からも明らかのように、『倫理書』における徳育は実質的に知育としての性格を色濃く持っていたこと、また、『倫理書』の重要な鍵概念である「行為ノ標準」とは、一定の行為を道徳的規範にかなうものとしてその「実践」を求める類いのものではなく、「自他並立」という基本的原理に即して個々の行為の正邪善悪をそれぞれの文脈に応じて判断できる主体への要請をあらわすものであることを明らかにした。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文の意義として、第一に指摘すべきは、森有礼文政における徳育構想を具体的かつ精緻に論じるための道筋を明確化したことである。明治期に初代文部大臣に就任した森有礼については、幕末維新期のイギリス留学とアメリカにおけるキリスト教主義的共同体への帰属を重視してリベラルな思想を強調する見解が存在する一方で、文相としての「国家主義的」発言や施策が必ずしもこうした思想に還元できない側面をはらむことをどのように解釈すべきかということが、教育史研究上における重要なテーマとされてきた。森文相がイニシアティブをとって中学校・師範学校最高学年向け「倫理」科教科書として編纂した『倫理書』が、森有礼個人の思想研究と、森文政研究をつなぐ資料たりえることは明白であるにもかかわらず、「意志とは何か」「情緒とは何か」といった抽象的な内容ゆえに、これまで研究蓄積が乏しかった。これに対して、本論文は、『倫理書』が抽象的性格を備えるにいたった経緯とその理由に着眼することにより、それ自体としては時代状況との関連をほとんど想起させないテキストの内容を、当時の時代状況に位置づけて分析する道を切り開いた。ここに本論文の方法論的な斬新さを認めることができる。

第二に指摘すべきは、上記の方法論を具体化するために、中学校・師範学校「倫理」科初学年向けに森文相の選定した翻訳教科書『布氏道徳学』や、『倫理書』編纂事務の担い手である能勢栄・菅了法らが主筆格を務めた雑誌『国民之教育』のようにこれまでほとんど着目されなかった資料を収集・調査したことである。

第三に、上記のように方法論と新資料の組み合わせにより、『倫理書』に見られる徳育構想が、加藤弘之、西村茂樹、福沢諭吉らの構想とも異なることを論証した点である。森文政期の徳育にかかわる重要な先行研究としては森川輝紀の研究があるが、森川が守旧派として知られる元田永孚と森の対立関係に着目したのに対して、本論文では、かつて森有礼と共に明六社に属した知識人たちとの緊張関係を炙り出すことに成功した。すなわち、加藤、西村、福沢らが相互に対立しながらも、徳育の目的は道徳的行為を行えるような感情・心を養成することにあるとみなす点で共通した傾向を見せたのに対して、『倫理書』では感情の暴走によるネガティブな行為を抑制するものとして思想(知性)の働きを強調した。あたかも「道徳哲学」の書であるかのように抽象的な性格を備えたのも、このような知性の働きの重視という姿勢に対応するものであることを本論文では示した。さらに、「親子の情」や「君臣の情」も規範化されているわけではなく、知性の働きによりコントロールされるべきものと位置づけられていることを指摘する同時に、この点こそが森有礼の横死・教育勅語制定以後に批判にさらされたことを明確化した。こうした指摘は、森文政期の教育がその後の日本に実際に定着した近代教育とは異質であったことを具体的に浮き彫りにした点で重要な知見といえる。

第四に、森文政における徳育構想の独自性を明確化するための補助線として西村茂樹に着目したのも、卓抜な着眼と言える。本論文は、近年の西村茂樹研究の成果をふまえながら、西村が合理主義を重視し、西洋哲学にも開かれた態度をとっていたがゆえに『倫理書』の編纂委員にいったんは加えられながらも、西村が修身教科書の「勅撰」化を目指すに及んで森有礼と袂を分かった事実に着目した。そのうえで、西村における儒教主義の内実を、「忠孝」のような徳目の重視という次元ではなく、国家における政治上の権威(君主)が法律・礼式を通じて、特定の価値体系を国民に浸透させるという意味で「政教一致」の体制を志向した次元で捉えるべきことを明らかにした。

もとより本論文に残された課題も少なくない。

第一に、森文政における徳育構想が、どのような国家像・国民像と結びついていたのかということがいまだ十分に明確ではないということである。『倫理書』の草案が掲載された雑誌の表題は『国民之教育』であったが、知性の働きを重視した徳育により新たに造成されようとした「国民」とはどのようなものであったのか、さらに掘り下げて論じることの必要性が指摘された。

第二に、『倫理書』のテキストにおいて行為の正邪善悪を判断する際の究極的な基準として「自他並立」という原理が「普通ノ感覚」（コモン・センス）として掲げられたことの意味をどのように考えるべきか、同じ『倫理書』において人間の「良心」はそのような原理たりえていないと記されているが、その違いはどこに求められるべきなのか。この点についてさらなる説明を求める意見が示された。

第三に、森文政期の徳育構想が今日の徳育問題に対して持ちうる示唆について、さらに多くの文献をふまえて考察することが望ましいという意見が出された。

しかしながら、これらの問題点は著者自身がよく自覚しているものであり、今後の研究の深化に期待すべきものではあっても、決して本論文の学問的価値を損なうものではないことが認められた。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成27年3月13日、論文内容とそれに関連した試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（期間未定）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものと認める。

要旨公開可能日： 年 月 日以降